

令和7年度 水質検査計画

富士宮市水道事業



水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道水の水質状況と管理上の留意点
4. 採水地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の実施方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
9. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(表4～7) 水質検査項目一覧表

富士宮市水道部

1. 基本方針

はじめに

【水質検査と水質基準】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給されるために必要不可欠なものです。また、お客様が健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するためのものでもあります。

水質基準は、水道法第4条に基づき水道水の安全性を確保するために定められたものであり、水道法第20条には、水道事業者（富士宮市）は定期的に水質検査を行い、安全な水を供給することが義務付けられています。

水質基準のポイントは、次の3点です。

①水質基準項目は、病原生物の指標、無機物質、重金属、有機化学物質、消毒副生成物、臭味に関するもの及び基礎的性状等の51項目からなっています。（表4）

この全項目の検査頻度は、従来行政指導による検査回数の実施から、水道事業者（富士宮市）の責任において、検査回数の減及び省略をすることが可能になっています。

②検出率が低い物質でも、健康に影響を与えたり、生活上の支障をきたしたりする可能性のある物質については、すべて水質基準項目となっています。（表4）

③現在は検出率が少なく、水質基準項目には定められていませんが、水道水の安全性をより確かなものとするために検査することが望ましいとされる物質が、水質管理目標設定項目（27項目並びに農薬類115項目）として定められています。（表6、7）

【富士宮市の水質検査計画】

水質検査計画は、お客様に水道水を安心してご利用いただくために、水道法施行規則第15条第6項に基づき、水道事業者（富士宮市）が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について定めたものです。

富士宮市では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給をめざし、原水及び浄水の状況を踏まえ、水質検査計画の策定を行い、これを公表しています。

さらに、計画に基づいて実施した検査の結果も公表し、お客様の意見等を踏まえて毎年度見直しを行ってまいります。

2. 水道事業の概要

富士宮市水道事業は、平成25年4月1日、芝川上水道事業、木伐山簡易水道、根原区専用水道を統合しました。統合に伴い、給水区域の拡張、計画給水人口及び計画給水量を変更しました。

現在、29水系の原水で、湧水、表流水及び井戸を水源とし、それぞれ浄水処理や塩素消毒を行い、自然流下及び送水ポンプにより各配水池へ送水し、各家庭へ給水しています。

富士宮市水道事業の給水状況及び施設の概要は以下のとおりです。

給 水 状 況

表 1

計画給水人口（人）	1 2 9, 1 0 0
計画給水量（m ³ /日）	7 4, 2 0 0
計画1人1日最大給水量（L）	5 7 4

水道施設の概要

表 2

No.	名 称	竣工 年度	計画取水量 (配水量) m ³ /日	水 源 種・処理方式
1	北 山 水 源 (内野取水場)	昭和 46	17,970 (16,500)	表流水・緩速ろ過 (芝川分水北山用水から取水)
2	足 形 水 源 (足形取水口)	昭和 30	2,160 (1,940)	表流水・緩速ろ過 (芝川から取水)
3	水 櫛 水 源	平成 2	19,510	浅井戸1井・塩素消毒
4	淀 師 水 源	昭和 39	3,000	深井戸1井・塩素消毒
5	大中里第1水源	昭和 47	2,800	深井戸1井・塩素消毒
6	貫 間 水 源	昭和 43	2,100	深井戸1井・塩素消毒
7	大中里第2水源	昭和 51	2,000	深井戸1井・塩素消毒
8	杉 田 第 1 水 源	昭和 52	1,000	深井戸1井・塩素消毒
9	杉 田 第 2 水 源	昭和 51	1,000	深井戸1井・塩素消毒
10	笹 峯 水 源	平成 11	870	深井戸1井・塩素消毒
11	小 泉 水 源	昭和 53	800	深井戸1井・塩素消毒

1 2	猪之頭第2水源	平成 18	800	浅井戸1井・塩素消毒・紫外線消毒
1 3	村 山 水 源	昭和 59	500	深井戸1井・塩素消毒
1 4	上井出第1水源	平成 14	730	深井戸1井・塩素消毒
1 5	上井出第2水源	平成 13	800	深井戸1井・塩素消毒
1 6	栗 倉 水 源	平成 22	100	深井戸1井・塩素消毒
1 7	椿 沢 水 源	昭和 35	14,430 (13,300)	湧水・塩素消毒
1 8	大 宮 水 源	昭和 11	2,500	湧水・塩素消毒
1 9	芝 川 水 源	昭和 49	850	湧水・塩素消毒
2 0	木 伐 山 水 源	昭和 44	80	深井戸1井・塩素消毒
2 1	柚野第1水源	平成 17	1,480	深井戸1井・塩素消毒
2 2	桂林第1水源	昭和 54	700	湧水・塩素消毒
2 3	桂林第2水源	昭和 44	1,650	浅井戸1井・塩素消毒
2 4	西 山 水 源	平成 16	1,110	深井戸1井・塩素消毒
2 5	大 久 保 水 源	平成 18	480	深井戸1井・塩素消毒
2 6	内 房 水 源	平成 15	280	深井戸1井・塩素消毒
2 7	向 田 水 源	昭和 35	30	湧水・塩素消毒
2 8	下 稲 子 水 源	平成 14	200	浅井戸1井・塩素消毒
2 9	根 原 水 源	平成 22	110	深井戸1井・塩素消毒

3. 水道水の水質状況と管理上の留意点

【原水】

すべての水源で、水質は良好な状態です。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

【水質管理上留意すべき事項】

現在、水源直近に汚染源は確認されていませんが、今後、何らかの影響を受けることも考えられます。そのため、水質検査にあたっては、水道法で定められた水質基準項目の他に、水道水の安全性をより確かにするため、水質管理目標設定項目についても定期的に検査を行います。（表 6、7）

4. 採水地点

【原水】

安全で良質な水道水の供給には、水源の水質が影響を与えるため、原水の水質検査を行います。採水地点として、29水源施設内に原水サンプリング用給水栓を設置しました。（表 3）

【浄水】

色、濁り、消毒の残留効果の水質検査を1日1回行います。
採水地点として、上水道27箇所を設定しました。（表 3）

採水地点の概要

表 3

No.	原水採水地点		浄水採水地点（区域）
1	北山水源 （内野取水場）	内野字鍋久保 471	北山第2配水池付近 給水栓
2	足形水源 （足形取水口）	内野字足形 1072-4	消防団第20分団詰所 給水栓
3	水柵水源	淀師字水柵 265-1	水柵水源ポンプ室 給水栓
4	淀師水源	淀師字上向原 1765-2	水柵水源付近 給水栓
5	大中里第1水源	大中里字根方 1789-3	消防団第7分団詰所 給水栓

6	貫間水源	北山字貫間 139-2	貫間配水池付近 給水栓
7	大中里第2水源	大中里字出口 1079-2	大中里第2ポンプ場付近 給水栓
8	杉田第1水源	杉田字滝ノ上 816-2	杉田第1配水池付近 給水栓
9	杉田第2水源	杉田字田上原 1592-2	西原配水池付近 給水栓
10	笹峯水源	猪之頭字笹峯 1313	笹峯配水池付近 給水栓
11	小泉水源	小泉字大辻 2521-7	小泉配水池付近 給水栓
12	猪之頭第2水源	猪之頭字沢村 1593-3	平山配水池 給水栓
13	村山水源	栗倉字石原 2276	杉田第2配水池付近 給水栓
14	上井出第1水源	上井出字大芝 2620-1	上井出第1配水池付近 給水栓
	上井出第2水源	上井出字大芝 2564	
15	栗倉水源	栗倉字木附 1618-1	栗倉水源付近 給水栓
16	椿沢水源	精進川字椿沢 2662	上野流量計室 給水栓
17	大宮水源	元城町 21-1	消防団第5分団詰所 給水栓
18	芝川水源	佐折字狂入 634-2	白糸会館 給水栓
19	木伐山水源	村山字大上 367-2	木伐山水源付近 給水栓
20	柚野第1水源	上柚野字中西 569-6	桂林第2配水池 給水栓
21	桂林第1水源	大鹿窪字新田 553-3	消防団第27分団詰所 給水栓
	桂林第2水源	大鹿窪字新田 553-3	

22	西山水源	西山字川久保 1314-3	平野中継ポンプ場 給水栓
23	大久保水源	大久保字下久保 127	中央消防芝川分署 給水栓
24	内房水源	内房字尾崎 3039-8	内房山口共同墓地 給水栓
25	向田水源	上稲子字根岸 1519	稲子小学校 給水栓
26	下稲子水源	下稲子字堤上 990-3	J R 稲子駅前公衆トイレ 給水栓
27	根原水源	根原字宝山 493-1	根原水源付近 給水栓

5. 検査項目と検査頻度

【原水】

- ・水質基準項目：水源全29箇所（表3）において、水質基準51項目から消毒副生成物及び味を除く原水39項目（表5）について、水質検査を年1回行います。
- ・水質管理目標設定項目：水道法で検査の義務付けはされていませんが、水道水の安全確認のため、水質管理目標設定項目（表6）について、水源全29箇所（表3）にて年1回検査を行います。
また、同じく水質管理目標設定項目である農薬類115項目のうち40項目（表7）について、北山水源（内野取水場）、貫間水源、椿沢水源、大宮水源にて年1回検査を行います。
- ・指標菌検査：原水の安全確認のため、クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）について、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水源全29箇所（表3）において、水質検査を3か月に1回行います。
なお、クリプトスポリジウム等の汚染が懸念される水源については、水質検査を月1回行います。

【浄水】

- ・毎日検査：上水道全27箇所の給水栓（表3）において、色、濁り、消毒の残留効果の水質検査を1日1回行います。
- ・水質基準項目：上水道全27箇所の給水栓（表3）において、水質基準項目（表4）について、水質検査を月1回行います。

- ・水質管理目標設定項目：水道法で検査の義務付けはされていませんが、水道水の安全確認のため、水質管理目標設定項目（表6）について、上水道全27箇所の給水栓（表3）にて年1回検査を行います。

なお、検査頻度については、『「水質検査計画」策定のための手引書（日本水道協会）』に基づき、過年度のデータを整理し、水源地域の汚染状況、浄水方法、水道資器材、使用薬品等を考慮に入れて設定します。

また、水道法施行規則第15条第1項において、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下である項目については、3年に1回まで、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下である項目については、1年に1回まで検査回数を減らすことができるとされています。

富士宮市では、検査回数を減らすことができる項目でも、必要と思われる項目については、安全のため回数を減らさずに検査を行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水が水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常が認められたとき。
- ③ 浄水過程において水質に著しい変化を与えるような異常が認められたとき。
- ④ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

臨時に実施する水質検査の項目については、原則として水質基準51項目とします。

このうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度（9項目）以外の項目については、必要がないと認められる場合には省略することができます。

なお、この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

7. 水質検査の実施方法

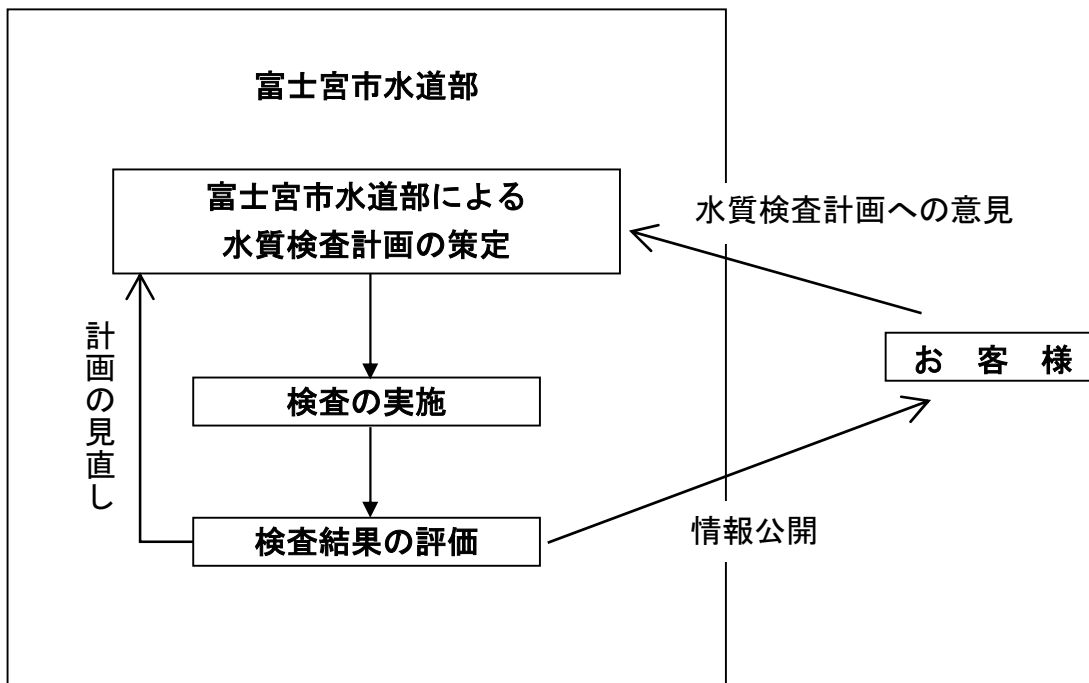
1日1回行う毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）については、富士宮市が独自で検査を行います。

また、水質基準項目、水質管理目標設定項目、指標菌検査については、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、国土交通省及び環境省に登録された検査機関に委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和7年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

また、その計画に基づき行われた水質検査の結果もホームページに掲載して公表します。



9. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

① 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果について水質基準に対する評価、適合不適合の確認を行い、不適合が生じた場合は、ただちに適切な処置を行います。

② 水質検査計画の見直しに関する事項

ホームページによる水質検査計画の公開により得られたお客様の意見は、以降の水質検査計画に反映させるものとします。

③ 水質検査の精度と信頼性確保に関する事項

水質検査を委託する検査機関は、①水質検査の精度と信頼性確保の点から、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関であること、②試料の運搬の迅速性及び検査精度確保の点から、静岡県内に水質基準全項目の検査が実施可能な水質検査を行う検査所を有すること、③検査結果の信頼性を客観的に保証するシステムとして、水質基準項目に関する水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）及びISO/IEC17025の認定検査機関であることとします。

また、委託先の検査機関に対しては、日常業務確認調査を実施し、内部精度管理、外部精度管理の実施状況及びその結果等の報告を求め、水質検査の精度と信頼性を確認します。

④ 関係機関との連携に関する事項

国・県・関連水道事業体と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と安定した供給体制の確立に努めます。万一緊急事態が発生した場合には、関係機関と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて状況や対応策などをお客様にお知らせします。

また、水源周辺の行政機関、事業所等に対しては、水質汚染事故に関する通報の協力を依頼します。

連絡先

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150番地

富士宮市 水道部 水道工務課

電話番号 0544-22-1180

ホームページ <https://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

E-mail w-komu@city.fujinomiya.lg.jp

全水系について実施する「浄水水質基準項目」と検査頻度

表4

項目番号	水質基準項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	基本検査頻度	法令で定められた頻度とその基準値			富士宮市 基本検査頻度	備 考
					検査回数削減		省略可否		
					1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年	1/2以下 省略可		
1	一般細菌	1回/月	100CFU/ml	概ね月1回以上				1回/月	
2	大腸菌	1回/月	不検出	概ね月1回以上				1回/月	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.003	概ね3ヶ月に1回以上	0.0006	0.0003	0.0015	1年に1回	
4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005	概ね3ヶ月に1回以上	0.0001	0.00005	0.00025	1年に1回	
5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
8	六価クロム化合物	1回/3月	0.02	概ね3ヶ月に1回以上	0.004	0.002	0.01	1年に1回	
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	0.04	概ね3ヶ月に1回以上	0.008	0.004	0.02	1年に1回	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10	概ね3ヶ月に1回以上	2	1	5	3ヶ月に1回	安全のため、3ヶ月に1回の頻度とします。
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8	概ね3ヶ月に1回以上	0.16	0.08	0.4	1年に1回	
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1	概ね3ヶ月に1回以上	0.2	0.1	0.5	1年に1回	
14	四塩化炭素	1回/3月	0.002	概ね3ヶ月に1回以上	0.0004	0.0002	0.001	1年に1回	
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	0.05	概ね3ヶ月に1回以上	0.01	0.005	0.025	1年に1回	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04	概ね3ヶ月に1回以上	0.008	0.004	0.02	1年に1回	
17	ジクロロメタン	1回/3月	0.02	概ね3ヶ月に1回以上	0.004	0.002	0.01	1年に1回	
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
19	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
20	ベンゼン	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上	0.002	0.001	0.005	1年に1回	
21	塩素酸	1回/3月	0.6	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
22	クロロ酢酸	1回/3月	0.02	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
23	クロロホルム	1回/3月	0.06	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.03	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	0.1	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
26	臭素酸	1回/3月	0.01	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
27	総トリハロメタン	1回/3月	0.1	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.03	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	0.03	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
30	ブロモホルム	1回/3月	0.09	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08	概ね3ヶ月に1回以上				3ヶ月に1回	
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1	概ね3ヶ月に1回以上	0.2	0.1	0.5	1年に1回	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2	概ね3ヶ月に1回以上	0.04	0.02	0.1	1年に1回	
34	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3	概ね3ヶ月に1回以上	0.06	0.03	0.15	3ヶ月に1回	安全のため、3ヶ月に1回の頻度とします。
35	銅及びその化合物	1回/3月	1	概ね3ヶ月に1回以上	0.2	0.1	0.5	1年に1回	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200	概ね3ヶ月に1回以上	40	20	100	1年に1回	
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05	概ね3ヶ月に1回以上	0.01	0.005	0.025	1年に1回	
38	塩化物イオン	1回/月	200	概ね月1回以上				1回/月	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300	概ね3ヶ月に1回以上	60	30	150	3ヶ月に1回	安全のため、3ヶ月に1回の頻度とします。
40	蒸発残留物	1回/3月	500	概ね3ヶ月に1回以上	100	50	250	3ヶ月に1回	安全のため、3ヶ月に1回の頻度とします。
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2	概ね3ヶ月に1回以上	0.04	0.02	0.1	1年に1回	
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	原因藻類発生時期につき1回以上	0.000002	0.000001	0.000005	1年に1回	必要な水系については1年に3回以上行います
43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	原因藻類発生時期につき1回以上	0.000002	0.000001	0.000005	1年に1回	必要な水系については1年に3回以上行います
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02	概ね3ヶ月に1回以上	0.004	0.002	0.01	1年に1回	
45	フェノール類	1回/3月	0.005	概ね3ヶ月に1回以上	0.001	0.0005	0.0025	1年に1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	3	概ね月1回以上				1回/月	
47	PH値	1回/月	5.8~8.6	概ね月1回以上				1回/月	
48	味	1回/月	異常でない	概ね月1回以上				1回/月	
49	臭気	1回/月	異常でない	概ね月1回以上				1回/月	
50	色度	1回/月	5	概ね月1回以上				1回/月	
51	濁度	1回/月	2	概ね月1回以上				1回/月	
毎1	色	1回/日		1日1回以上				1回/日	
毎2	濁り	1回/日		1日1回以上				1回/日	
毎3	消毒の残留効果	1回/日		1日1回以上				1回/日	

ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールの2項目について、北山浄水場系・上井出浄水場系は年3回以上測定

省略不可項目

安全のため、3ヶ月に1回の測定頻度

全水系について実施する「原水項目」

表5

項目番号	原水項目	検査頻度	富士宮市 基本検査 頻度	備 考
1	一般細菌	1回/年	1回/年	
2	大腸菌	1回/年	1回/年	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	
4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	
5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	
6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	
8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	
14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	
15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	
17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	
19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	
20	ベンゼン	1回/年	1回/年	
21	塩素酸	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
22	クロロ酢酸	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
23	クロロホルム	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
24	ジクロロ酢酸	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
25	ジブロモクロロメタン	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
26	臭素酸	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
27	総トリハロメタン	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
28	トリクロロ酢酸	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
29	ブロモジクロロメタン	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
30	ブロモホルム	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
31	ホルムアルデヒド	—	—	消毒副生成物の為、必要なし
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	
34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	
35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	
38	塩化物イオン	1回/年	1回/年	
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	
40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	
42	ジェオスミン	1回/年	1回/年	
43	2-メチルインボルネオール	1回/年	1回/年	
44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	
45	フェノール類	1回/年	1回/年	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	
47	PH値	1回/年	1回/年	
48	味	—	—	基準項目で実施する
49	臭気	1回/年	1回/年	
50	色度	1回/年	1回/年	
51	濁度	1回/年	1回/年	

全水系について実施する「水質管理目標設定項目」と検査頻度

表6

項目番号	水質基準項目	富士宮市の基本検査頻度		備考
		原水 検査	浄水 検査	
1	アンチモン及びその項目	1回/年		
2	ウラン及びその項目	1回/年		
3	ニッケル及びその項目	1回/年		
4	削除	-	-	
5	1,2-ジクロロエタン	1回/年		
6	削除	-	-	
7	削除	-	-	
8	トルエン	1回/年		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回/年		
10	亜塩素酸		1回/年	
11	削除	-	-	
12	二酸化塩素		1回/年	
13	ジクロロアセトニトリル		1回/年	
14	抱水クロラール		1回/年	
15	農薬類	1回/年		※富士宮市内で扱われる40種類を検査
16	残留塩素		1回/年	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	水質基準項目で実施
18	マンガン及びその化合物	-	-	水質基準項目で実施
19	遊離炭酸	1回/年		
20	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年		
21	メチル-t-ブチルエーテル	1回/年		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	-	
23	臭気強度(TON)		1回/年	
24	蒸発残留物	-	-	水質基準項目で実施
25	濁度	-	-	水質基準項目で実施
26	pH値	-	-	水質基準項目で実施
27	腐食性(ランゲリア指数)	1回/年		
28	従属栄養細菌		1回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	1回/年		
30	アルミニウム及びその化合物	-	-	水質基準項目で実施
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1回/年	1回/年	原水は北山水源(内野取水場)、水椀水源、椿沢水源で実施。浄水は全27箇所給水栓で実施。

農薬類対象農薬リスト

農薬115物質(水質管理目標設定項目)

表7

番号	農薬名	対象	番号	農薬名	対象
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)		59	チオジカルブ	●
2	2,2-DPA(ダラボン)		60	チオファネートメチル	●
3	2,4-D(2,4-PA)		61	チオベンカルブ	
4	EPN		62	テフリルトリオン	
5	MCPA	●	63	テルブカルブ(MBPMC)	
6	アシュラム	●	64	トリクロピル	
7	アセフェート	●	65	トリクロロホン(DEP)	
8	アトラジン		66	トリシクラゾール	●
9	アニロホス		67	トリフルラリン	
10	アミトラズ		68	ナプロバミド	
11	アラクロール		69	パラコート	
12	イソキサチオン		70	ピペロホス	
13	イソフェンホス		71	ピラクロニル	
14	イソプロカルブ(MIPC)		72	ピラゾキシフェン	
15	イソプロチオラン(IPT)		73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
16	イブフェンカルバジン		74	ピリダフェンチオン	
17	イプロベンホス(IBP)		75	ピリプチカルブ	
18	イミノクタジン	●	76	ピロキロン	
19	インダノファン		77	フィプロニル	●
20	エスプロカルブ		78	フェニトロチオン(MEP)	●
21	エトフェンプロックス	●	79	フェノブカルブ(BPMC)	
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)		80	フェリムゾン	
23	オキサジクロメホン	●	81	フェンチオン(MPP)	
24	オキシ銅(有機銅)	●	82	フェントエート(PAP)	●
25	オリサストロビン	●	83	フェントラザミド	
26	カズサホス		84	フサライド	●
27	カフェンストロール	●	85	ブタクロール	
28	カルタップ		86	ブタミホス	
29	カルバリル(NAC)		87	ブプロフェジン	●
30	カルボフラン		88	フルアジナム	●
31	キノクラミン(ACN)	●	89	プレチラクロール	
32	キャプタン	●	90	プロシミドン	
33	クミルロン		91	プロチオホス	
34	グリホサート	●	92	プロピコナゾール	●
35	グルホシネート		93	プロピザミド	●
36	クロメプロップ	●	94	プロベナゾール	●
37	クロルニトロフェン(CNP)		95	プロモブチド	●
38	クロルピリホス		96	ベノミル	●
39	クロロタロニル(TPN)		97	ペンシクロン	●
40	シアナジン		98	ベンゾビスクロン	
41	シアノホス(CYAP)		99	ベンゾフェナップ	
42	ジウロン(DCMU)		100	ベンダゾン	●
43	ジクロベニル(DBN)		101	ペンディメタリン	●
44	ジクロロボス(DDVP)		102	ベンフラカルブ	
45	ジクワット	●	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		104	ベンプレセート	●
47	ジチオカルバメート系農薬		105	ホスチアゼート	
48	ジチオピル		106	マラチオン(マラソン)	
49	シハロホップブチル	●	107	メコプロップ(MCPP)	●
50	シマジン(CAT)		108	メソミル	
51	ジメタメトリン		109	メタラキシル	●
52	ジメトエート		110	メチダチオン(DMTP)	
53	シメトリン	●	111	メミノストロビン	●
54	ダイアジノン	●	112	メトリブジン	
55	ダイムロン	●	113	メフェナセト	
56	ダゾメット		114	メプロニル	●
57	チアジニル		115	モリネート	
58	チウラム				

計40項目

※農薬類検査は北山水源、貫間水源、樺沢水源、大宮水源で実施